

●香川県告示第566号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第50条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者に係る同法第29条第1項の指定を次のとおり取り消した。

平成20年12月24日

香川県知事 真 鍋 武 紀

指定事業所 番 号	事 業 所 の 名 称 及 び 所 在 地	事業者の名称及び代表者 の氏名並びに主たる事務 所の所在地	取消年月日	サービスの種類
3712000813	プリン・ハウス有限会 社 高松市御坊町1番地 3	プリン・ハウス有限会社 代表取締役 太田登美子 香川県高松市御坊町1番 地3	平成20年12月 22日	居宅介護 重度訪問介護